

平成 28 年（2016 年）3 月 28 日

滋賀県教育委員会 御中

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会
委員長 甲津貴央

答 申 書

～ 実効的ないじめ防止等のための対策について

滋教委学第 1695 号平成 26 年（2014 年）9 月 1 日付の貴会からの以下の諮問に対して、下記の通り答申致します。

- 諮問事項 1 いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について
- 諮問事項 2 いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について

記

はじめに

当委員会は、昨年 3 月 27 日、上記諮問に対して以下のとおりの答申（以下、「平成 26 年度の答申」という。）を行いました。

第 1 諮問事項 1 に対して

- 1 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい。
- 2 県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。
- 3 「いじめ対策委員会」が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療当の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。
- 4 貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのように受け止められ、指導や支援がなされているかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。

第 2 諮問事項 2 に対して

- 1 教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。

さて、滋賀県立学校においては、本年度も、当委員会が調査対象とする重大ないじめ事案の認知はありませんでした。そのため、本年度の当委員会における議論は、主として、平成 26 年度の答申を踏まえた滋賀県のいじめ防止施策の実施状況のフォローアップと、いじめ防止対策に関する各委員の見解や見識を紹介し共有するものとなりましたので、本年度の答申は、これらに依拠したものとしました。

第 1 諮問事項 1 及び 2 に対して

- 1 当委員会の平成 26 年度の答申内容の実現に向けた対策を、より充実した内容で、引き続き推進されたい。

平成 26 年度の答申の内容は、諮問事項 1 に対しては、主に、「滋賀県いじめ防止基本方針」で示されたいじめ防止対策中、当委員会が特に重要と考えた対策につきその早期の実現を求めるもの、諮問事項 2 に対しては、教員のいじめ対応及び調査能力の向上と外部専門家等との人的交流とを目的に現実に発生した事例への対応を検証する「事例検討会」の開催を促すものでした。

これに対して、貴教育委員会は、限られた時間や予算、人的資源等の中で、可能な限りの対応をして頂いたと評価しています。

しかし、同答申内容は単年度で完結する内容ではなく、更なる施策の充実をこそ求めるものであるため、同答申内容の実現に向けた取組みを、より充実した内容で継続的・計画的に推進されたくお願いします。

第 2 諮問事項 1 に対して

- 1 小学校に対し、進学に際して中学校へのいじめ関連情報の送付や支援の引継ぎが徹底されるよう、送付項目等を示した書式を作成の上提供されたい。また、情報の取得や提供にあたり、個人情報保護条例との抵触が生じないよう、指針を示されたい。

いじめの不可視化、複雑化、透明化が指摘される昨今、教員及び学校事務員（以下、教職員）という。）がいじめを認知することは容易いことではありません。また、「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義に従って「いじめ」を認知出来たところで、それだけでは、教職員が生徒に対して適切な指導や支援を行うことが可能となるものではありません。

いじめの早期発見のためには、学校が、在校生徒の特性や過去の状況に関する情報を持っている必要があります。また、生徒の指導・支援が適切なものとなるためには、当該生徒に関する情報が、家庭事情等も含めて把握されている必要があります。殊に、

思春期にある生徒に対する指導・支援は、その方法を誤るとき、取り返しのつかない心の傷を生徒に与えてしまうことがあることは留意されなければなりません。

いじめの認知件数が、思春期にあたる小学校5年生から中学校2年生までをピークとすることを考えると、いじめの早期発見、適切な指導・支援のためには、とりわけ、小学校と中学校との連携が重要なものとなります。

つきましては、小学校時代に発生した当該生徒のいじめ等の問題行動については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の下、小学校において出来る限り当該生徒の持つ特性や家庭背景等を明らかにするとともに、中学校卒業までを視野に入れた支援計画を策定の上、中学校進学に際して、当該情報の送りや、支援の引継ぎがなされるよう、促されたい。

また、その徹底を図るため、送り項目を示した書式が作成・提供されるとともに、個人情報保護条例との抵触を回避するための指針を示されたい。

2 警察との連携は、学校にとってはその教育的機能を補完するものとして位置づけられるものであり、より慎重かつ柔軟な協働が可能となるよう、学校現場に対して連携のイメージを正確に伝えるとともに、警察との継続的な協議をもたれたい。

いじめの原因が何であれ、いじめを受ける者にとっては、いじめが心身を傷つける事象であることに変わりはありません。場合によっては、回復が困難な深い傷を負ったり、自殺願望を抱かせることすらあります。従って、いじめの原因如何を問わず、いじめ事象が早急に学校側に認知され、適切に対処されるとともに、何より、いじめの再発を防止する必要があります。

しかし、いじめへの適切な対処や再発防止のためには、やはり、いじめの原因を問題とせざるを得ない面があります。いじめの原因には、児童虐待等の深刻な家庭事情が背景にある場合から年齢相応の逸脱に過ぎないものまで様々なものがあり、生徒の特性も様々です。従って、これへの対応等は個別的のものとならざるを得ません。

そのような対応等の一つの選択肢として、警察との連携が効果的であったり、不可欠とされるべき事案があります。勿論、警察を介入させることには、生徒の心理に与える副作用もあり、また、警察への依存は学校の教育的機能の低下を招きかねず、慎重な判断が必要です。しかし、性犯罪や酷い暴力行為を伴ういじめ等の特定の事案や特定の加害生徒の場合にあっては、学校単独での教育的指導には限界があります。このような事案まで学校が抱え込む場合は、当該加害生徒のみならず、周囲の生徒にまで、放置しているとの誤ったメッセージを与えかねません。

もちろん、このようなケースにおいても、学校が、加害生徒等への教育的機能を放棄することは出来ません。学校は、その教育的指導の一環として警察の介入を主体的に選択し、警察介入中もその後も、当該生徒や保護者らに対して教育的に関わらねば

なりません。

しかし、学校と警察との連携のイメージが描けていない学校現場も多く、学校と警察との協働と言うには不十分な実態も多数見受けられます。

つきましては、貴委員会におかれましては、学校現場に対して警察との連携を促すにとどまらず、警察との連携のイメージまで正確に伝えられるとともに、警察との間でも、より良い協働関係に向けた継続的な協議をなされたい。

3 定期的ないじめアンケート調査においては、いじめの発見と同時に、ストレスチェックやセルフケアの機能を持たせることができるよう、アンケート項目に工夫をされたい。

アンケート調査において、生徒が素直に SOS を発することが出来るためには、ストレートにいじめの認知や被害の申告を求めるより、ストレスの有無を回答させることでいじめの認知の端緒とすることが出来る場合があります。また、アンケートによってもいじめの認知に至らないケースでも、アンケートへの回答が自ずとセルフケアの機能を果たすものとなっていることが望ましいです。

アンケートの項目の作成には、各校ともその実情に合わせて様々な創意工夫がなされていると聞いていますが、上記視点も加味した項目となるよう、促されたい。

第3 諮問事項2に対して

1 いじめ調査マニュアルを作成の上各学校に提供し、研修を実施されたい。

いじめ調査の目的は、いじめ事象を解明し、再発防止に役立たせることにあります。いじめ加害者、学校ないし教員らの責任を問うことは目的ではありません。また、その手法は、客観的な事実関係を明らかにする作業であり、いじめ被害者らのケアやいじめ事象の早期収束といった「いじめ対応」とは次元を異にするものであることが理解されなければなりません。

ところで、いじめ調査においても事案認知後2～3日間の初動調査が大切であることは言うまでもありませんが、殆どの場合、調査主体は、いじめ調査についてのノウハウを学ぶ機会があまりなかった学校であるのが現状です。そのため、いわゆる証拠の汚染がおこったり、また、解決を急ぐあまり拙速な事実認定がなされて事案解明の困難化を招くといった懸念が生じます。

つきましては、早急に「いじめ調査マニュアル」を作成の上各学校に提供するとともに、いじめ調査に特化した研修を実施されたい。

以上